

## 会議録（平成26年度第4回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成26年10月24日（金） 午後1時30分～午後4時45分

2 場 所 愛知県東大手庁舎 409会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、水谷委員、吉永委員

（県建設部）市川建設部技監、公園緑地課主幹、建設企画課主幹、道路維持課課長

補佐、河川課課長補佐 他

（県農林水産部）農林検査課長 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 第3回委員会会議録の確認について

② 第3回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

③ 第5回委員会審議対象事業の抽出について

④ 対象事業の審議

【再評価】都市公園事業、交通安全対策事業

【事後評価】交通安全対策事業

⑤ その他

(3)閉会

### 1 第3回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

### 2 第3回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

河川課から修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

### 3 第5回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 第5回の対象事業は、港湾事業の再評価2件、道路事業の再評価2件、事後評価5件、合計9件である。

本来、再評価と事後評価の重み付けはないが、再評価から4件中4件を選定し、事後評価から5件中3件の抽出としている。

再評価については1, 2番が港湾事業、3, 4番が道路事業である。

港湾事業の内、1番は2番に比べ進捗率は高いが、今回、完了予定年度を延伸すること、2番は進捗率が低く、事業費が大きいこと、道路事業の内、3番は暫定2車線整備のバイパス事業、4番は4車線への現道拡幅であることから、1番港湾事業 三河港御津地区、2番三河港蒲郡地区、3番道路事業 名古屋岡崎線、4番国道419号梅坪拡幅、以上再評価から4件全てを審議対象とする。

次に、事後評価については5件あり、いずれもバイパス事業であり、暫定2車線整備の事業である5、6、7番と2車線整備の事業である8、9番に区分される。

暫定2車線整備の事業の内、事業費が大きい6番道路事業 名古屋岡崎線、7番道路事業 豊田安城線を、抽出する。

また、2車線整備の事業の内、事業費が大きく、他事業とは異なる山間地域のバイパス事業である9番道路事業 国道151号三輪バイパスを抽出する。

以上、再評価から4件、事後評価から3件を抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 4 対象事業の審議

### 【再評価の審議】

#### (1) 都市公園事業

##### ① 都市公園に係る費用対効果の算出手法について

公園緑地課から説明。

[委員] 東三河ふるさと公園は広域防災活動拠点に位置づけられているとのことだが、費用対効果算出手法には反映しているのか。

[県] 広域防災活動拠点であることによる反映はしていない。

[委員] 県が災害時に活動しようとしたとき、その根拠となる法令、条例、費用対効果算出マニュアルなどが、きちんと整備されていないと職員の方が動きづらい。時代に応じたものにしていくことが重要だと思う。「広域防災活動拠点」と「広域が付かない防災活動拠点」で、意味合いが違っているのであれば、費用対効果の算出方法に反映していく必要があると思う。

[委員] 防災活動拠点は、公園だけで考えていくものなのか。

[県] 公園だけで担うものではなく、活動できるスペースがあれば防災拠点になり得る。しかし現実として公の形でオープンスペースが確保されているのは、東三河ふるさと公園のような広域公園が多い。

[委員] 「広域防災活動拠点」と「広域が付かない防災活動拠点」で、役割が違っているのであれば、費用対効果の算出方法にも盛り込むべきだと思う。これは委員会からの要望とする。

##### ② 都市公園事業：東三河ふるさと公園の審議

公園緑地課から説明

[委員] 評価調書の事業目標に「広域防災活動拠点としての機能の確保」が明記されているが、再評価事業実施一覧表には記載されていない。広

域防災活動拠点であるという認識不足の表れだと思う。

事業期間が残り 10 年以上あるが、現状では広域防災活動拠点としての機能を何割程度発揮できているのか。また今後何年後にどれだけの機能が発揮できるのか。

[県] 愛知県地域防災計画では、広域防災活動拠点に必要な面積は概ね 10ha とされている。現在活動拠点として使える平場は 6.6ha あり、10ha を基準にすると 50%強の発揮率である。全体区域供用時には 10ha 程度になるが、何年後にどれだけの機能が発揮できるかは、事業計画に十分な精度がないことから示せない。

[委員] 空中写真を見るとかなり森林面積が多いが、救援物資の集積地であれば大型車両が入っていける必要がある。平成 38 年までの事業の中で、大型車両が入れる箇所を優先して整備を進めてもいいと思う。広域防災活動拠点としての効果が早期に発揮できるような努力をお願いしたい。

[委員] 再評価調書に「平成 26 年 3 月末の時点で、全体の公園区域（174. 8ha）の内、124. 3ha を供用開始した」とあるが、124. 3ha に供用開始したのは平成 21 年ではないか。

[県] 表記上の誤りであり、正しくは「平成 26 年 3 月末の時点で、全体の公園区域（174. 8ha）の内、124. 3ha を供用している」である。

[委員] 前回評価時から 5 年の間に何が進捗したのか。昨年の委員会で、公園事業は用地買収の難航により何も進捗していなかったため、全体計画を見直したらどうかと苦言した。未供用区域の用地を半分取得しているのなら、そこまでで事業を完了するなり見直すべきではないか。

[県] 5 年間で供用面積は増えていないが、既供用区域の施設整備や既供用区域に近いところから重点的に用地買収を進めている。工事は一定の区域が取得できた段階で整備に着手し供用している。残りの部分（用地未買収箇所）については、公園としての効果や防災機能を発揮する

上で必要である。

[委員] 空中写真をみると山が多いが防災拠点になるのか。

事業期間を平成 38 年までに延長しているが、平成 31 年の次回再評価時に用地買収が困難で結局何も進捗していないと言われかねない。事業計画の見直しをお願いしたい。

[委員] 平成 25 年度の公園利用者が 26 万 5 千人で 1 日平均 726 人であるが、マラソン大会や、ふるさと満喫まつりなどのイベントが無い平日は来園者がかなり少ないと思う。利用者数を増やす方策は検討していないのか。

[県] イベントを増やしていくように取り組んでいる。また公園の指定管理者にも独自イベントやイベントを誘致するよう指導している。

[委員] 公園名に「ふるさと」の言葉が付いている。また評価調書の事業のあらましにも「郷土の風景をテーマに」とあるが、郷土とはどの大きさを対象に考えているのか。

[県] 東三河全体を想定している。例えば街の広場では、池が「三河湾」中央の陸が「竹島」をイメージして整備している。

[委員] 東三河は、かなり広い地域であり、各地区によって多様な伝統や文化がある。「ふるさと・郷土」を意識してもらうときに、各地区の多様な伝統や文化を大切にしつつ、東三河全体の「ふるさと・郷土」として盛り上げていくことで、地域の人にも自分たちの公園だと思ってもらえるし、用地買収、公園利用者数、震災時、地域のコミュニティの創出にも関わってくる。東三河地域には、豊川市郷土資料館、豊川市民俗資料館、幸田町郷土資料館など様々な資料館があるため、上手に連携していくことが必要だと思う。

[結論] 再評価調書を正確な記述にすることを条件に対応方針（案）について了承する。また要望として、広域防災活動拠点としての機能の確保

を事業目標にしているのなら、整備計画を盛り込んでいただきたい。  
事業の進捗状況によっては事業計画面積の縮小など全体計画の見直し  
を考えていただきたい。

## (2)交通安全対策事業

### ①交通安全対策事業に係る評価方法について

道路維持課から説明。

特に意見無し。

### ②交通安全対策事業：一般県道長洞犬山線、主要地方道岡崎碧南線、一般県 道合豊田線、一般国道23号の審議

道路維持課から説明。

#### 4件共通

[委員] 通学路整備は優先的に行う事業と考えている。通学路の歩道整備で車道を充実した道路計画にすると大型車が混入してしまうため、危険な状況を作り出してしまっている。通学路なら歩車道境界に特別な対策をとるか、大型車が混入しないような計画、たとえ混入するとしても安全な計画としてもらいたい。

[委員] 用地買収の長期化について、困難な状況が続く場合、設計変更など見直しは行うのか。

[県] 幅員等は基準に基づいているため変更しないが、用地買収面積を減らすため法面などを構造物等に変更する対応はしている。

[委員] 車線数の変更など、住民のニーズに応え柔軟な対応を求められている時代である。そのような事業の見直しを行い、計画変更等を実施していると評価しやすい。

[県] 今回の事業では交通量が多く、車線数を減らす対応はできないが、住民のニーズに応え、地元の意見を聞きながら検討を行い、対応できることはしていきたい。

[委員] 道路交通法が改正され、自転車の通行について、原則車道通行が規定

されたと思うが、今回の事業は自転車と歩行者が同じ空間のイラストになっているが、事業開始時の自転車利用形態の計画のままになっているか。法の改正で、自転車の流れがどう変わるか教えてほしい。

[県] 今回の事業は自転車歩行車道となっており、自転車が歩道を通行することが可能な規制ができる道路の整備となっている。自転車の利用が多い、歩行者と自転車が錯綜して危険であるなど地域の課題がある箇所、地域の声を聞きながら、自転車の通行形態を検討して、平成24年度のガイドラインに沿って路線の選定をして整備を進めていく方針である。

[委員] 事前に計画に反映できる段階において、地元のニーズを把握するために地域のワークショップ等を経て道路の設計に反映されているのか。

[県] 行っている路線もある。公共事業を進めるうえで地元の意見は重要と捉えている。

[委員] 新規事業だけでなく維持管理段階においても、地元の意見を聞き取り出来るだけ対応する姿勢で臨むことで、用地買収がもう少しスムーズに進むのではと思う。

#### 長洞犬山線

[委員] 資料に自転車と歩行者のピークは記載してあるが、自動車のピークの記載がない。また、事業開始から8年経っているが、まだ相続の問題が残っているというのは今まで何をしていたのか。

[県] 記載漏れであり、自動車のピークは8時台に849台である。用地の問題は整備優先順や買収希望順で進めているため、遅れてしまっている。歩道整備に影響の少ない用地であるため、最後に残ってしまっている。

[委員] 行政間の合意形成が難しい認識がある、行政間の意思疎通がスムーズに行くようにしてほしい。

[委員] 供用済み区間における事故件数の推移を示してほしい。

[県] データを整理するのに時間がかかるため、最新のまとまったデータは平成23年までのものである。

[委員] 取得済み用地で整備が未完了の土地は通学路として使用できる状態なのか。例えば、砂利で通学路して使えないのか。

[県] 危険な状態では供用できないため、整備完了後に供用開始の手続きを行う。舗装をしない状態で供用し、それが原因で事故が起こることを避けるため。

[委員] 駅の工事のように、仮設の状態を周知して供用するなど弾力的な運用は可能なのか。

[県] 原則、供用開始の手続きをしなければならないため、要望が強ければ早期整備に努める。

#### 岡崎碧南線

[委員] 路地を活かした街づくりをしようとしている地域を工事してしまっは路地をつぶしてしまうのでは。

[県] 路地は県道を一本入ったところである。本路線はそのアクセスをする幹線道路となっている。

[委員] 用地買収は南と北で同時に進めていかないのか。

[県] 電線共同溝の工事も同時に行うことから、ある程度まとまった工事区間が必要なことと、事業区間の南側で市が行う電線共同溝事業との関連があり、優先して南側から用地取得に努めてきた。北側についても早期買収希望者の意向に沿うように買収を進めている。

#### 和合豊田線

意見なし。

#### 国道23号

[委員] 平成29年度完了予定だが、用地未取得地が残った場合、その部分だけ残して工事をするのか、全ての用地が取得出来てからしか工事できないのか。

[県] 用地買収が済んだところから順次、工事も進めており、工事が交差点部分まで進めば、その区間を部分供用する。また、未買収用地が多少残



っていても路肩等の安全対策を実施して供用をする。

[結論] 全ての路線で事業完了予定年度を大幅に超えている。原因は全て用地買収の遅れであるため、地元との合意形成に努力してスムーズな用地買収を行うことを条件に承認。

### 【事後評価の審議】

#### (1) 交通安全対策事業：一般県道蒲郡碧南線、主要地方道田原高松線の審議 道路維持課から説明。

[委員] 供用後、事故の発生割合は減っているが、供用後の事故がどのような原因で起きたのか、分析して課題があるのかないのか明らかにすることが必要。

[委員] 評価では改善事項も挙げていくべき。蒲郡碧南線は予定より3年遅れ、事業費も当初予定より多くなっているが、評価は「妥当である」となっている。そもそもの計画の立て方に改善の余地があると考えている。遅れを見越していない。用地買収の遅れなどのリスクを回避するための計画策定プロセス、遅れた場合の対応を組み込んだ計画とするべきである。遅れたときその分危険を放置することとなり、現場の対応についても課題となるはずだが、「妥当」でいいのか。

[県] 道路整備においては、用地買収をして工事を行うというステップがあり、順調にいくと当初の計画期間でできるため、遅れを見越した計画としていない。

[委員] これまで計画通りできた事業はどのくらいあるのか。

[県] 即答はできない。

[委員] 同種の事業と比較して同等の遅れであるから妥当という表現がどうなのか。

[県] 表現については再度検討して改めます。

[委員] P D C AのCの場である事業評価監視委員会の意見を次のAに活かしてもらいたい。

[委員] 事後評価であるので、行った事業の課題を明らかにして次の事業に

益な情報を出すことが重要である。

遅れが当たり前になってないか。職員の士気にも関わる。工事が延期になったことにより起きなくていい事故も起きてしまうかもしれない。

[結論] 同種事業に反映すべき事項の表現を改めることを条件とし了承する。

特に工事の遅れに対してどのような対応をとるべきか明示すること。

事業完了後に起きてしまった事故の原因分析をすることにより課題が見えてくるので、今後の事業の教訓となるような文章にしていきたい。

以上。